

対＝対象 定＝定員、定数 料＝料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開＝開所時間 休＝休所日 申＝申し込み 問＝問い合わせ
共通＝共通の内容 手＝手話通訳 要＝要約筆記 担＝市の担当課 F＝FAX ネット＝市のホームページからインターネットで申し込みができます

シニア健康体操教室

ストレッチや簡単なエアロビクスなど。
4月1日～6月24日のおおむね毎週月曜日
(全10回) 10～11時30分、ミクニワール
ドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。対
60歳以上。定先着20人。料5500円。申3
月17日から同スタジアム ☎521・2020へ。

レクリエーション協会の
スポーツ教室

①パドルテニス教室 いずれも4月～
来年3月(的場池体育館は4～8月、黒崎
体育館の水曜日の部は9月～来年3月)
のおおむね毎週1回(全19～52回)。▶
城山体育館(八幡西区屋敷二丁目)=月
曜日12～16時の部と18～21時の部あ
り ▶黒崎体育館(八幡西区藤田四丁
目)=火曜日の部・金曜日の部(いずれ
も9～12時)、水曜日の部(18～21時)、

木曜日の部(12～16時) ▶的場池体
育館(八幡西区的場町)=水曜日18時30
分～21時。①の共通定先着各施設各部
20人。料月額1500円。



▲パドルテニス

②インディアカ健康教室 いずれもお
おむね4月～来年3月の毎週1回(全21
～50回)。▶若松体育館(若松区古前一
丁目)=月曜日18～21時の部と土曜日9
時30分～12時の部あり ▶三萩野体
育館(小倉北区三萩野三丁目)=火曜日
18時30分～21時 ▶第一警備スポ
ーツセンター戸畑(戸畑区浅生二丁目)=

火曜日18時30分～21時。②の共通定先
着各施設各部30人。料月額800円～
1000円。

③ふわっとゆるっと椅子ヨガ 4月4日
～6月20日の毎月第1・3木曜日(全6回)
13～15時、ムーブ(小倉北区大手町)で。
定先着15人。料3000円。

共通申3月18日から北九州市レクリ
エーション協会 ☎921・2801へ。

女性体操教室

ストレッチ体操やリズム体操など。い
ずれも全10回。10～11時30分。▶黒崎
体育館(八幡西区藤田四丁目)=4月9日
～6月18日のおおむね毎週火曜日 ▶
三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)
=4月10日～6月19日のおおむね毎週水
曜日 ▶第一警備スポーツセンター戸
畑(戸畑区浅生二丁目)=4月12日～6月
21日のおおむね毎週金曜日。共通対女

性。申各教室初回開催の9時30分から
各体育館で直接受け付け。詳細は市民
文化スポーツ局スポーツ振興課 ☎582・
2395へ問を。

スポーツ協会の
ストレッチ教室

▶月曜コース=4月22日～6月24日の
おおむね毎週月曜日 ▶水曜コース=
4月24日～6月19日のおおむね毎週水
曜日 ▶木曜コース=4月25日～6月20
日のおおむね毎週木曜日。共通全8回。
総合体育館(八幡東区八王寺町)で。10
～11時の部と14時15分～15時15分の
部あり。対40歳以上。定各コース各部
20人。料2600円。申往復はがき(1人だ
け)に基本事項を書いて3月29日までに
北九州市スポーツ協会(〒805-0011八
幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

令和6年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

担財政局固定資産税課 ☎582・2035

縦覧・閲覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自
動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。
閲覧は、郵送での請求や、マイナンバーカードを利用したスマートフ
ォンからの申請もできます。詳細は問か市のホームページをご覧ください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1～30日の毎週月～金曜日(祝日は除く) 8時30分～17時、
対象資産を所管する市税事務所固定資産税課で。対納税者か代理人
(委任状が必要)。

固定資産課税台帳の閲覧

●各市税事務所固定資産税課か各区役所税務課 4月1日からの
毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く) 8時30分～17時。

●出張所 ▶曾根・折尾出張所=4月17日(木)・18日(金)の8時30分
～17時 ▶松ヶ江・大里・島郷・八幡南出張所=4月19日(金)8時30
分～17時 ※両谷、東谷、上津役出張所では閲覧できません。

●財政局固定資産税課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週
月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く) 8時30分～17時。

共通対納税義務者などが代理人(委任状が必要)。借地・借家人な
ども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認でき
る書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人
は、4月30日までの縦覧期間中は令和6年度分に限り無料で閲覧で
きます(郵送での請求の場合は消印有効))。

固定資産課税台帳の郵送での請求方法

●請求に必要なもの(①～⑤)

①と③の様式は市のホームページ(右上の二次元コードを読み
取り)からダウンロードできます。

①固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄
帳)閲覧申請」と記入の上、申請者と納税義務者の住所、氏名(法人の
場合は代表者印の押印か代表者の自署要)、生年月日、電話番号、物
件の所在する区、必要な年度を記載。

②申請者の本人確認書類

マイナンバーカード、自動車運転免許証などの身分証明書の写し

③納税義務者以外が申請する場合は委任状の原本(委任者であ
る納税義務者の自署か記名・押印によるもの)

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「委任状」、「固定資産課税台
帳兼名寄帳の閲覧申請」と記入の上、「(委任の日の)日付」、納税義務者
(委任者)と申請者(代理人)の住所、氏名(委任者は自署か記名押印)、
生年月日、電話番号を記載。

※相続で必要な場合は、委任状に代えて相続人と被相続人の関係が
分かるもの(戸籍の写しなど)。

④申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)

⑤手数料分の郵便小為替

●郵送請求先

縦覧期間中(4月1～30日)

資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課。東西
の市税事務所に同時に請求する場合は、東西いずれかの市税事
務所に請求可。

※償却資産だけの場合は、財政局固定資産税課へ。

上記以外の期間

東部市税事務所市民税課(〒803-8510 小倉北
区大手町1番1号(小倉北区役所4階))



▲申請書の
ダウンロードは
こちらから

土地・家屋の評価替え

土地・家屋の価格は3年ごとに見直しを行います。令和6年度は、
令和3年度の価格から評価額の見直しを行っています。

審査の申し出

固定資産の価格に不服があれば、納税通知書受領後3カ月以内
に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

納税通知書・課税明細書の送付

土地・家屋分は4月5日、償却資産分は4月11日に納税通知書を
発送します。土地・家屋については、併せて課税明細書を添付しま
すが、資産が多い場合は別に送付するため、届く時期が納税通知書と
ずれる場合があります。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門 司 区 小倉北区	☎582・3371	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)
	小倉南区	☎582・3372	
	若 松 区 八幡東区 戸 畑 区	☎642・1459	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510八幡西区黒崎三丁目 15番3号 (黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642・1464	
償却資産	全 区	☎582・3210	財政局固定資産税課 〒803-8501小倉北区内1番1号 (市役所6階)